

CCUS 認定アドバイザー制度要綱

第1 目的

CCUS 認定アドバイザーを認定し、もって建設キャリアアップシステムの利用者による登録、現場運用その他の利用の円滑化を図るため、この要綱を定める。

第2 定義

CCUS 認定アドバイザーとは、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUS の利用者に対する適切な指導及び助言等（以下「業務」という）を行うことができ得ると一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という）により認定された者をいう。

第3 認定を受けるための要件

認定を受けることのできる者は、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者とする。

- （１）建設業を営む事業者に所属する者並びに建設業に関係する団体に所属する者
- （２）建設業を営む事業者へのアドバイザー派遣等を行う事業者に所属する者
- （３）その他 CCUS の利用者に対する指導及び助言等を行う立場にあると基金が認めた者

第4 認定

- 1 認定を受けようとする者は、基金が行う講習を受講し、かつ、修了考査に合格しなければならない。
- 2 講習の受講の申込みは、原則として認定を受けようとする者が所属する事業者又は団体を通じて行わなければならない。
- 3 基金は、認定を受けた者を基金に備える CCUS 認定アドバイザー名簿に登録しなければならない。
- 4 基金は、認定を受けた者に対し、認定証を交付するものとする。
- 5 認定証を交付された者は、CCUS 認定アドバイザーの称号で業務を行うことができるものとする。

第5 責務

- 1 CCUS 認定アドバイザーは、誠実に業務を行うとともに、CCUS 認定アドバイザーの信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 2 CCUS 認定アドバイザーは、正当な理由がなく、業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。CCUS 認定アドバイザーでなくなった後においても、同様とする。
- 3 CCUS 認定アドバイザーは、業務に必要な知識の維持向上に努めなければならない。
- 4 CCUS 認定アドバイザーは、年 1 回、業務の実績を所定の様式に記載した実績報告書を作成し、基金に提出しなければならない。

第6 有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から 2 年以上の基金が定める期間とする。

第7 認定の更新

認定を更新しようとする者は、有効期間が終了するまでに、原則として基金が指定する講習を受講しなければならない。ただし、有効期間中に実績報告書を欠かさず提出した者

は、講習の受講を要しない。

第8 認定の取消し

基金は、CCUS 認定アドバイザーが、その信用を著しく傷つけるような行為を行う等により、適切な業務の実施に支障があると認められたときは、当該 CCUS 認定アドバイザーの認定を取り消すことができる。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、基金において定めるものとする。

附則

この要綱は令和3年2月19日から施行する。